

(外交防衛委員会)

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

（衆議院送付）要旨

本法律案は、平成十八年五月に日米安全保障協議委員会承認された駐留軍等の再編を実現するため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の有効期限を十年延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の有効期限を十年延長し、平成三十九年三月三十一日までとする。
- 二、株式会社国際協力銀行の業務の特例に関する規定を廃止する。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。